

令和 5 年 10 月 30 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K11906

研究課題名(和文) グローバル化時代のナショナル・アイデンティティとジェンダー：日米比較

研究課題名(英文) National Identity and Gender in the Global Era: Jpn and the United States

研究代表者

石原 圭子 (ISHIHARA, Keiko)

東海大学・スチューデントアチーブメントセンター・教授

研究者番号：40184551

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究ではナショナリズムの基本構造としての二重構造、すなわち、「国民が共有する文化意識」と「国家の統治機構や政治制度」という2つの関係性に注目し、日米社会について比較研究を行った。

文化的多様性と統合の問題は、アメリカ合衆国が建国以来、歴史的に取り組んできた課題である。本研究では、LGBTをはじめとするジェンダーの問題がアメリカの統合と分断にどのように関わってきたのかに注目するとともに、グローバル化の進む今日において変化しつつある政治と文化の関係性、さらにはナショナル・アイデンティティについて、ジェンダーの問題を中心に比較研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

連邦制度の中で多様性と統合の問題が論じられてきたアメリカ合衆国と、グローバル化の進行とともに同様の問題に直面し変容しつつある現代の日本とを比較することにより、グローバル時代における新たなナショナル・アイデンティティのありかたを考察した。ジェンダーをはじめとする文化の問題は、多層的なグローバル社会の構造の中で、ナショナル・アイデンティティに関わる問題でありながら、国内の地域差、欧米諸国の動向、国際機関によるグローバル基準などとも関連する問題となっている。相互に矛盾し対立しあう内外の制度および価値観について複合的な観点から分析することで、現状への理解を深め、今後の方向性を見出すことにつながる。

研究成果の概要(英文)： Comparing Japan and the United States, I focused on the double structure of nationalism, that is, the relationships between the national cultural consciousness and the political system. The theme of diversity and integration has been one of the main issues that the United States has historically addressed. In this study, I focused on how gender subjects, including LGBT issue, have been discussed publicly and how it have affected the integration or division of American society. I also studied the changing political and cultural relationships and national identity in Japan in the era of globalization.

研究分野：アメリカ地域研究

キーワード：ナショナル・アイデンティティ ジェンダー 政治文化 アメリカ合衆国 LGBT 統合 日米比較 政治文化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

世界中からの移民からなるアメリカ合衆国は多民族国家であり、その歴史的背景から、多様性と調和、自由と統合が常に重要な社会課題であり続けてきた。その社会課題は、労働問題、人種問題等、時代ごとに変化してきたが、20世紀から21世紀に至る間に急激な政治的・社会的状況と認識の変化がみられたのは、ジェンダーに関わる問題、特に同性愛や同性結婚等、LGBTの権利の問題である。今、新たに日本においても注目されているテーマの一つとなっている。アメリカにおいては、この期間、連邦、州、カウンティ、と多層的なレベルで、また立法、司法、行政の各分野で活発な議論が行われた。それにともなって関連する法律の制定がなされたり、連邦最高裁により重要な判決がくだされたりすることにより、社会に変化がもたらされたが、一方、その過程で国内に対立図式も生み出すことにもなった。

筆者は、同性愛、同性結婚、といった性的少数者(LGBT)の権利について、“*Politicized Gender and Politicized Religion: Same Sex Marriage in the Discourse of 21st Century American Politics*”(2006年)として執筆するなど、数年にわたりアメリカ合衆国における、この問題の推移を、主に関連する政治状況や司法判断の観点から継続的に研究、分析を行ってきた。同性結婚に関する見解については、地域的な分断状況が顕著にみられたが、政治的な保守とリベラル州の地域分類とほぼ一致している。筆者は2012年の大統領選に関し分析を行ったが、オバマ大統領が選挙戦で勝利したBlue Statesと「同性結婚」承認する州とは一致がみられた。この時点では、州における民主党支持というリベラルな政治的判断と同性結婚の支持という文化的にリベラルな判断は密接な関連性がみられた。その後、この分断状況は、同性結婚の支持を表明して初めて大統領選に勝利したオバマ大統領政権下において大きな変化がみられた。同性結婚を全米で認める連邦最高裁判所判決は、連邦裁判所の主導で全米に統一的な方向性を示すという歴史的なメッセージを発信した。

LGBTに関連する状況が大きく変化している中、アメリカ合衆国における、連邦裁判所による司法判断、保守・リベラルといった政治的対立、地域差、ジェンダー等についての社会的価値認識の変化、といった相互に関連した状況を、史的観点をふまえつつ総合的にとらえることで、アメリカの政治社会の現在とその方向性について理解が深まる状況になっていると考えられた。また、ジェンダー研究においても、ジェンダーの問題が、政治の分野へのアンチテーゼではなく、政治、あるいは公的分野との関連性の中で論じることの必要性の認識も一層増してきている。ジェンダーに関連する分野の研究は、実社会と密接に結び付きながら、実社会の動きに平行して、あるいはむしろ先行する形で、進展してきている。連邦最高裁の判決文を書いたケネディ判事も、判決文の中でアメリカの女性史家ナンシー・コット(Nancy Cott)や、ステファン・クーンツ(Stephanie Coontz)に言及し、「家族」や「結婚」について歴史的な知見を取り入れ、現在の多数派の保守的通念とは一線を画す自由で柔軟な観点を取り入れて新たな歴史に踏み出した。本研究においてもジェンダー理論と実社会との関連性に焦点を当てる。アメリカにおけるジェンダー研究はかねてより、リンダ・ゴードン(Linda Gordon)、リンダ・カーバー(Linda Kerber)をはじめ、先行研究が多く行われているが、日本においても、有賀夏紀により『アメリカ・フェミニズムの社会史』が書かれて以来、本格的に進められてきた。当初、女性史研究、社会史研究は、権力者の観点あるいは政治史へのアンチテーゼとして登場した面もあったが、今日のジェンダー研究において重要であると考えられ、申請者も関心をもっているのは、政治史と女性史の複合的観点の重要性である。既に1980年代からポーラ・ベイカー(Paula Baker)等によって指摘されていることであるが、先の最高裁判決で引用されたナンシー・コットも著書“*Public Vows*”(2000年)において、「ともすれば結婚とは私的なものと考えられがちであるが、結婚に関する公的な政策は国民に対して倫理的社会的基準を示すことになり、自由とはその枠の中のこと」とし、公領域と私領域の密接な関連性を指摘している。筆者も、多様な文化的背景をもつ人々が、国家の制度・システムの中で、ジェンダーに関連する私的な自由と市民的平等が確保され、全米で共有されることを通じて、国家はいかなる形で政治・文化的統合を確保してゆくのか、政治とジェンダーに関わる文化との関連性、公的領域(public sphere)、私的領域(private sphere)双方のダイナミックな関連性の中で生みだされるナショナル・アイデンティティについて考察をしたいと考えた。アメリカの政治と文化の枠組みとの相互の関連性を分析し、ナショナル・アイデンティティのあり方を考察することで、社会の分断が指摘される今日にふさわしい方向性を見出ししていくことの必要性が認識されるようになっていた。

2. 研究の目的

国家の多様性と統合を考察する際の重要な要素として、ナショナリズムの基本構造としての二重構造、すなわち、「国家の統治機構や政治制度」と「国民が共有する文化意識」という2つの関係性に焦点を当て、歴史的観点を踏まえて、今日のナショナル・アイデンティティのあり方について日米両国を比較分析することを目指した。アメリカにおいては、多様性の尊重が重視されつつも、一方で社会の分断を指摘する声も多い。近年、日本においても同様な傾向がみられる。国家の多様性と調和、自由と統合といったテーマを視野にいれつつ、日米両国の政治等の公的分野の枠組みとジェンダーをはじめとする文化の枠組みとの関連性について比較分析することを目指した。

本研究の主たる比較対象となるアメリカ合衆国は、移民国家としての歴史的背景から、多様な人々の統合への試みと分裂への危機意識の問題は常に重要な問題であり議論され続けてきた。

哲学者アラン・ブルーム (Allan Bloom) 『アメリカン・マインドの終焉』(1987)、歴史学者アーサー・M・シュレジンガー (Arthur M. Jr. Schlesinger) 『アメリカの分裂 多元文化社会についての所見』(1992)などは代表的な研究であるが、アメリカにおける中心的価値観や理念の存在、W.A.S.P.の文化を重視するものであった。さらに、政治学者サミュエル・ハンティングトン (Samuel Huntington) も、『文明の衝突』(1993)において、アメリカにおける二重言語社会の到来や、メキシコからの不法移民に関する懸念を述べ、「中心」への同化や統合を志向する見解を述べた。これらの見解は多文化主義の観点から多くの批判を招いてきたが、2016年の大統領選挙のトランプ候補の当選は、現在に至るまで継続した問題であることを映し出している。本研究では、歴史的なこれまでの文化の多様性と統合に関する議論を経た上で今日、多様な価値感の存在する中、特にジェンダーの問題に関して日米両国が、どのように対処し、問題を超克しようとしているのか分析する。日本においては、近年、少子高齢化による労働力不足や、グローバル化により外国人人口が増加しており、ナショナル・アイデンティティ、多様性と統合の問題について考察することが一層重要性を増している。近年のジェンダーについての議論を手掛かりに両国を比較分析することを目的とする。

3. 研究の方法

アメリカ合衆国におけるジェンダー (特に LGBTQ) に関連する連邦最高裁判決、議会の立法、大統領や議員の発言など、立法、行政、司法等、公的分野における近年の変化と論点について、これまで自身が進めてきた研究をもとに分析し、W. エスクリッジを始めとする歴史的観点からの先行研究を踏まえて、総合的にまとめてゆく。また、その上で、こうした公的分野における制度変化が家族や結婚といった私的領域を含む社会にどのような変化をもたらしたのか、あるいは、どのような社会状況の変化が公領域の制度的変化に影響をもたらしたのか、公領域と私領域の関係性とその変容について分析する。

また、アメリカ合衆国において、サンフランシスコ、ニューヨーク、ワシントンにおいて、LGBTに関連する資料収集を行うとともに、ロックフェラー・アーカイブスにおいて日米文化交流に関する歴史資料も収集した。また、現地において研究者との意見交換を行った。

研究期間の後半、日本においても、LGBTQ について、同性結婚をめぐる新たな司法判断が下されたことに加え、国会において「LGBT 理解増進法」が可決されるなど、この問題について変化がみられ、その注目度が高まり、新たな局面を迎えることになった。それについても、新たに分析作業を行っている。日本における LGBT 関連法制定に関してはアメリカからの政治的影響も注目された。LGBT をはじめとするジェンダーの問題は、国家の統合あるいは分断に関わる問題であると同時に、こうした文化および価値観の問題は、グローバル化の時代、国家の枠組みを超えて影響しあっているばかりか、これまで歴史を振り返れば頻繁に行われてきたことではあるが、一層、政治的かつ戦略的に、意図的に用いられる場合も多く、そうした観点も意図して分析を進める。今日、多様性の尊重が重視されつつも、一方で社会の分断についての指摘も多い。国家の多様性と調和、自由と統合の問題について分析することを目指した。

4. 研究成果

(1) 進捗・反動を繰り返しつつも継続的議論の必要性

アメリカ合衆国においても、日本においても、ジェンダー、LGBT の問題についての理解の進展とともに中央・地方双方における公的対応の変化は近年著しい。一方で少数派の権利の問題であるだけでなく、伝統的文化的価値観にも関わる問題であるために、政治的対立にもつながる。21世紀の社会において、この問題への対応の必要性について認識を共有し、今日にふさわしい変化のあり方について、広く納得を得られるまでには時間を必要としている。アメリカ合衆国の歴史においても、同性愛が犯罪として厳格に禁じられていた長い期間を経て、20世紀末にハワイ州最高裁判所によって同性婚を承認する先駆的な判決が下されたが、政治的反発を呼び、住民投票により覆された。全米で保守とリベラルの顕著な地域的対立の中、連邦政府により、各州の独自性を保障する「結婚防衛法」という立法が行われるなど、各地で進捗と後退を繰り返す経過を経た。だが、こうした経過こそが、ジェンダーに関わる問題について、議論の深化、課題の洗い出し、理解の浸透につながったと考えられる。対立を残しつつも、まがりなりにも全米的な方向性を定めるために必要な過程であったと考える。

日本において、2023年3月「LGBT 理解増進法」が成立し、10月最高裁においては前例をくつがえして、戸籍上の性別変更において生殖能力を失わせる手術を義務付けることを違憲とする判決をくだすなど、立法と司法と各分野で、また地方と国家、さらには企業へと変化への兆しが広がっている。変化への兆しは見えるものの、今後の方向性が定まるには至っておらず、今後、各方面からの議論と理解の広がりが待たれる段階であるといえる。

(2) LGBT 理解増進とナショナル・アイデンティティに関わる本質的教育の必要性。

1970年代アメリカにおいて男女平等憲法修正 (ERA) の議論が行われた際にも、ジェンダー平等の観念と通例慣習の性別に基づく分離 (母子に対する保護法や、トイレやスポーツ競技など、) との間での矛盾が焦点になった。少数者の権利を尊重するという問題を重視しつつ、ジェンダー平等の理念と現実における矛盾が存在する場合には、個別具体的に現実的かつ丁寧に状況に対

応し解決することが求められる。21 世紀、国外からの移民も増え、さらに多様性を増してゆくことが予想される日本社会において、多数派の理解を得つつ、異なる文化的背景・価値観をもつ少数派の権利を尊重し、ゆるやかな共通感覚を獲得し、価値観の共有と統合を維持するとともに取り組んでゆくことは、ナショナル・アイデンティティの問題であり重要な問題である。国内において LGBT について理解を深め、認識を共有するためには教育の問題が関わっているが、それは一部で懸念されているような性の詳細なありかたについての教育というよりは、LGBT も含む少数者に対する日本の「寛容性」や「多様性」、「統合」のあり方についてであろうと思う。現場で生じうる具体的問題点についての解決と国家の基本的姿勢について、教育のありかたも含めて調和的に考えてゆく必要がある。アメリカにおける LGBT に関する教育も、米国内の地域差、保守層のバックラッシュ、排除・差別から包含・平等へとといった歴史的な変化、多様な見解と議論を示しつつ、理解を深めることが試みられている。

(3) グローバルな趨勢の変化と文化の独自性・多様性との緊張感の存在と明確な説明責任。

日本における LGBT 理解増進法の制定過程において、G7 との比較、駐日アメリカ大使の発言等が注目されたことから示唆されているように、国内の人権のあり方も西欧諸国が主導する趨勢の影響を無視することはできず、グローバルなパースペクティブからの思考が求められている。LGBT に関する世界の趨勢を見極め重視する必要があるが、LGBT に限らず人権・平等に関する「グローバルなスタンダード」の観点、それ自体も変化しつつあり、また各国、地域毎にある文化の独自性との間に緊張感が存在する。それを、どのように超克してゆくのか、アジアの中の一国としても、国内、国外に対して説得力のある形で示してゆく姿勢が一層必要となっている。アメリカ社会では同性愛が犯罪であったがゆえに、権利を獲得するために司法・立法において制度的に権利を確保する必要があった。アメリカにおける同性婚についての司法判断において、これまで慣習的結婚は異性間のものであって同性婚を排除してきたが、結婚にとって、同性愛者に不利を生じさせる同性婚を排除する強い必要性の有無が問われ、説得力のある説明が求められることがあった(厳格審査基準)。アメリカの歴史と比較して、日本が LGBT に対して比較的寛容な歴史を歩んできたとしても、グローバル化の時代にあつて、これまでの通例・慣習に関しても、その維持の必要性について、明確な言語化、あるいは法制化が求められる時代へと転換しているといえる。

(4) LGBT の権利、ジェンダー平等の観点がはらむ国家の家族制度への根本的な問題提起

アメリカにおいては、同性愛が長く禁じられていたがゆえに、LGBT の議論は、同性愛、同性結婚についての議論が中心をなしてきた。その議論にあたっては、marriage という言葉を使用せず、宗教的意味合いを避けて法律的権利の獲得を認めるなど、宗教的観点への配慮が重要であった。また、同性結婚は「結婚」である以上、長期的な関係性を前提としているという観点から、自由恋愛に対して、むしろ保守的な点もあると考えられ、連邦最高裁判決においても、「愛」に基づく関係性であることについて言及された。こういった点を考えると、この問題についてのアプローチには日米間で明らかに文化的な差異が存在している。日本において、LGBT の問題はトランス・ジェンダーの問題に焦点が向けられ、個人のジェンダー・アイデンティティの問題として扱われることが多いが、その延長線上には、「戸籍」のありかたの問題があることは既に最高裁判決においても明らかになっているのであり、それは、間違いなく家族のありかたに関連しており、それについて柔軟な考え方を提供するとともに、根本的な問題提起をはらんでいることを示している。

主な参考文献：

William N. Eskridge JR., *Christopher R. Riano, Marriage Equality: From Outlaws to in-Laws*, Yale University, 2020.
Leila J. Rupp, etc. eds. *Understanding and Teaching: U.S. Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender History*. The University of Wisconsin Press. 2017.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石原圭子	4. 巻 第5号
2. 論文標題 2020年連邦最高裁判所判決と1964年公民権法：LGBTの雇用をめぐる平等	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代教養センター紀要	6. 最初と最後の頁 15 - 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 石原圭子	4. 巻 15
2. 論文標題 サンフランシスコ、カスタロにおける重層的デザイン LGBTとIT技術者の住むリベラルな街	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地域デザイン学会誌	6. 最初と最後の頁 173-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石原圭子	4. 巻 3
2. 論文標題 第二次世界大戦後における国家と家族の変容 - 『青年新聞』にみる民主化の受容 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代教養センター紀要	6. 最初と最後の頁 pp.33 - 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石原圭子
2. 発表標題 日本の社会課題とアメリカ研究 - アメリカ研究から見える日本社会の課題 -
3. 学会等名 地域デザイン学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石原圭子
2. 発表標題 性的マイノリティとしてのLGBTの正当化による新たな社会価値の創造
3. 学会等名 一般社団法人地域デザイン学会 関東・東海地域部会第16回研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石原圭子
2. 発表標題 サンフランシスコ、カストロ・ストリートにおける地域デザイン
3. 学会等名 地域デザイン学会 第8回全国大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関